

福祉教育の実施の流れ

(1) 依頼

福祉教育実施申請書【様式 1】に、ご希望の日程、内容等をご記入頂き FAX にてお申込下さい。

(2) 依頼内容確認

当会、担当職員から電話または FAX にてご連絡致します。
確認後、実施内容（案）を書面にて担当教職員へ送付致します。
その後、電話または FAX にて最終確認をさせていただきます。

(3) 実施前学習

総合の学習の中で、福祉体験（高齢者疑似、車椅子体験等）を行う目的や
児童・生徒さんが学びたいことを考えて頂ければと思います。
※群馬県社会福祉協議会発行の
「福祉教育の進め方 ～ぐんまを担うこどもたち～」を参考にして下さい。

(4) 実施

講話・体験を依頼内容に沿って実施致します。
（※基本的に体験のみの実施は行っておりません）

**福祉教育実施には、担当職員が 1～2 名（または必要数）がお伺い致しますが、
児童・生徒さんの安全性を確保するため、教職員の皆様の御協力をお願い致します。**

(5) 振り返り

体験前と体験後の考え方や、自分たちが出来る事を考えて頂ければと思います。